

東京都立杉並総合高等学校

P T A 規約



令和5年10月27日改訂版

次回改訂があるまでは、大切に保管して下さい。

第1章 名称

- 第1条 本会は東京都立杉並総合高等学校PTAと称し、所在地は東京都杉並区下高井戸5丁目17番1号とし、同所に事務局を置く。

第2章 目的

- 第2条 本会は東京都立杉並総合高等学校の教育方針に基づき、保護者と教職員の緊密な協力により本校の教育活動を振興するとともに、会員相互の親睦を図り教養を高めることを目的とする。

第3章 事業

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 本校の教育活動充実に関する事項
 2. 生徒の教育環境の整備拡充に関する事項
 3. 会員相互の研修・厚生・親睦に関する事項
 4. その他本会の目的達成に必要と認められる事項
- 第4条 前条の事業を行うため、学年・広報・文化国際交流・推薦の各常設委員会を置く。

第4章 会員

- 第5条 本会の会員は本校生徒の保護者並びに本校の教職員とする。

第5章 役員等

- 第6条 本会には次の役員を置く。
1. 名誉会長 1名(学校長)
 2. 会長 1名(保護者)
 3. 副会長 3名以上
(保護者2名以上、副校長1名)
 4. 書記 3名以上
(保護者2名以上、教職員1名)
 5. 会計 3名以上
(保護者2名以上、教職員1名)

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 名誉会長は本会の諮問に応ずる。
2. 会長は本会を代表し、会務を執行する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
4. 書記は会務並びに活動に関する記録、および招集に関する事務を行う。
5. 会計は本会会計に関する事務を行う。

- 第8条 保護者が務める役員等の選出は次の方法による。

1. 推薦委員会で候補を選考し、総会の承認を経て決定する。
2. 推薦委員会の構成および選出等は、別途細則で定める。

- 第9条 役員、会計監査の任期は総会より次年度の総会までとし、留任を妨げない。役員、会計監査が欠けた時は学校連絡会の承認を経て補充することができる。但しその期間は前任者の残余の期間とする。

- 第10条 本会に会計監査3名(保護者2名、職員1名)を置く。
1. 会計監査は本会の会計を監査し、決算報告の監査結果を総会において報告する。
 2. 会計監査は必要に応じ、学校連絡会等に出席することができる。
 3. 会計監査の選出は第8条に準ずる。

第6章 機関

- 第11条 本会には次の機関を置く。

1. 総会
2. 学校連絡会
3. 常設委員会

- 第12条 総会は最高の議決機関であり、定期総会は年度初めに会長が招集し次の事項を行う。ただし招集が困難な場合、総会の手段を役員会で決議できるものとする。
1. 役員・会計監査人事の承認
 2. 予算・決算および事業計画の審議と承認
 3. 本会規約の改正、その他必要な事項・議案の審議と承認

第13条 総会は委任状を含めて会員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

第15条 学校連絡会は総会に次ぐ議決機関であり、本会の役員、会計監査、常設委員会の正副委員長および審議事項に係る教職員で構成する。

第16条 学校連絡会は会長が招集し、原則として年間4回以上開催して次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案書
2. 常設委員会が立案した事業計画
3. 杉総祭実行委員会等の特別委員会設置に関する事項およびその活動計画
4. 役員・会計監査・常設委員会委員長等に欠員が生じた場合の補充
5. その他細則の決定等本会の運営に必要な事項

第17条 常設委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会は学級・学年の運営に協力し、教職員と保護者並びに保護者相互の連携促進を図る。
2. 広報委員会は会員間のコミュニケーション促進のために、機関誌の発行を行う。また、本会の広報活動を行うと共に学校の広報活動に協力する。
3. 文化国際交流委員会は、会員・生徒に関する文化的事業および国際交流事業のサポート、ボランティア活動を行う。
4. 推薦委員会は役員・会計監査の選考・推薦に関する事務を行う。

第7章 会計

第18条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第19条 本会の会費の金額は総会の承認を経て決定する。

第20条 保護者会員の会費は別途細則で定める。

第21条 教職員会員の会費は別途細則で定める。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の

3月31日に終わる。

第8章 規約の改正

第23条 本会規約を改正するときは、総会において委任状を含み出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第9章 付則

第24条 本会規約施行に必要な細則は学校連絡会が決定し、総会に報告する。

第25条 平成16年度の会計年度は、平成16年6月30日から平成17年4月20日までとし、平成17年度の会計年度は平成17年4月21日から平成18年3月31日までとする。

第26条 本会規約は、平成16年6月30日より施行する。

第27条 本会規約は、平成20年5月16日一部改訂、平成20年度より施行する。

第28条 本会規約は、平成21年5月15日一部改訂、平成21年度より施行する。

第29条 本会規約は、平成25年5月31日一部改訂、平成25年度より施行する。

第30条 本会規約は、平成28年5月31日一部改訂、平成28年度より施行する。

第31条 本会規約は、令和3年1月5日一部改訂、令和2年度より施行する。

第32条 本会規約は、令和3年6月22日一部改訂、令和3年度より施行する。

第33条 本会規約は、令和5年2月28日一部改訂、令和4年度より施行する。

第34条 本会規約は、令和5年10月27日一部改訂、令和5年度より施行する。

PTA細則

第1条 常設委員会の委員の選出方法、構成は、次の通りとする。

1. 各学年・学級より、常設委員会の委員を選出し、合議により各委員会に所属する。但し3年次は推薦委員会の委員を除く。
2. 学年委員会…原則として、各学級より1名以上、もしくは各学年より6名以上選出された保護者及び教職員1名以上とする。
3. 広報委員会…原則として、各学級より1名以上、もしくは各学年より6名以上、計18名以上選出された保護者及び教職員1名以上とする。
4. 文化国際交流委員会…原則として、各学級より1名以上、もしくは各学年より6名以上、計18名以上選出された保護者及び教職員1名以上とする。
5. 推薦委員会…原則として、1学年及び2学年より各学級より1名以上、もしくは各学年より6名以上、計12名以上選出された保護者及び副校長1名とする。

第2条 各常設委員会の委員長、副委員長の選出

1. 学年委員会は各学年より委員長1名、副委員長1名以上、その他の各常設委員会は委員長1名、副委員長2名以上を選出する。但し副委員長1名は教職員代表とする。
2. 委員会の招集は委員長が行う。

第3条 PTA会費

1. 保護者会員の会費は月額(250 円)×12 ヶ月=3,000 円を一括納入とする。
 - (1)途中加入の場合は月数に応じて前納する。
 - (2)途中退会の場合は、申し出があれば月数に応じて返金する。但し、1～2学期(4～12月)の退会に限る。
2. 本会の教職員の会費は年額1,000円を一括納入とする。

第4条 慶弔規定

1. 会員ならびに生徒死亡の場合、下記の弔慰金、またはそれに相当する弔電をおくる。
 - (1)保護者会員、生徒および教職員会 5,000 円
2. その他、特別の場合は、学校連絡会で審議のうえ決定する。

第5条 顧問・参与

1. 会長経験者を役員会の選任により顧問とする

ことができる。

2. 副会長経験者を役員会の選任により参与とすることができる。

第6条 表彰規定

本会の活動に顕著な功績があった個人または団体に対して、学校連絡会の決定により賞状等を贈り、敬意を表することができる。

第7条 推薦委員会規定

1. 原則として、推薦委員は役員・会計監査になることができない。
2. 役員の選考・推薦は、次のとおりとする。
 - (1)推薦委員会は役員候補の選考方法を決定することができる。
 - (2)選考すべき保護者役員および会計監査の選考方法について、学校連絡会に諮ったのち、全会員に公示する。
 - (3)推薦委員会は、(2)の結果を考慮し、役員候補者を選考し内定する。
 - (4)教職員役員等の選出については、教職員に一任する。
 - (5)新一年生保護者より候補者を選出することができる。この場合、総会の承認を経て決定する。

第8条 文書等の保存

1. 各機関の活動に関する記録は、整理の上、保存するものとする。
 - (1)原則として、PCデータ・書面の2通りで作成し、保存年限後は速やかに破棄するものとする。
 - ・10年保存文書 役員名簿、総会議事録
 - ・5年保存文書 会計出納簿
 - (2)各常設委員会発行のプリント・資料は委員会ごとの保存とし、期間は特に定めない。
2. 平成18年度以前のものについては既存のまま整理し、保存する。

第9条 PTAサークル活動規定

1. 本会会員は、規約第3条の規定に基づき、サークルを設立し、運営することができる。但し、設立及び運営においては次の各条項を禁止する。
 - (1)政治団体、政治家、及び宗教を支援するサークルの設立、及び活動。
 - (2)3名未満で構成するサークル。
 - (3)全構成員における会員の比率が3分の2に達しないサークル。

(4)その他、会員、本校生徒、学校、及び本会の関係する団体等に対して有害と認められる活動。

2. サークルの設立(継続)にあたっては、代表となる会員が次の事項を記載した「サークル設立(継続)申請書」を本会会長に提出し、学校連絡会の承認を得なければならない。また、サークル設立後、毎年の活動継続についても同様とする。

- (1)設立(継続)するサークルの名称
- (2)代表者、及び役職者に氏名(設立・継続時に本会会員である者に限る)
- (3)活動の目的と事業の内容
- (4)構成員名簿
- (5)活動場所及び活動等の頻度

3. サークルを運営する役職者は、随時構成員を募ることができる。
書面・電話等の手段における募集においては、会長の承認を得なければならない。

4. サークルに対しては、PTA会計から若干の経費補助をすることがある。
その場合、学校連絡会の承認を得て金額等を決定する。

5. サークルの代表者は、年度末に当該年度の活動、及びPTA会計からの経費補助に対する収支決算を書面で会長に報告しなければならない。

6. サークルの設立・運営に関して想定外の事由がおきた場合は、学校連絡会で審議のうえ、対応を決定する。

第10条 PTA細則の追加・改正
PTA細則の追加・改正および訂補等がある場合、学校連絡会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 個人情報保護規定
本会は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、それに則って運用・管理を行い、適正に個人情報を取り扱うこととする。

細則 追加・改正年月日

平成16年 6月30日	PTA規約 発布
平成16年12月 1日	細則第7条 推薦委員会規定 追加
平成17年 5月20日	(第6章 機関)(第7章 会計) (第9章 PTA付則)
平成18年 2月17日	細則 第7条 1. 2. 4. 6. の訂補 細則 第8条 PTA文書等の保存 追加
平成18年 3月 1日	細則 第1条 2. の訂補
平成19年 3月 1日	細則 第9条 サークル活動規定 の追加
平成19年12月19日	細則 第4条 慶弔規定改正
平成21年 4月30日	細則 第7条 推薦委員会規定 6の改正
平成22年 5月21日	細則 第3条 教職員会員の会費改正
平成22年 7月16日	細則 第4条 慶弔規定改正
平成25年 3月12日	細則 第3条 1. 2 の追加 訂補
平成25年 3月12日	細則 第7条 2. の改正
平成25年 5月31日	細則 第2条 1. の改正
平成28年 2月 8日	細則 第1条 1. 2. 3. 4. の訂補 細則 第1条 5. の追加 細則 第3条 1. の訂補 細則 第7条 委員会規定 の改正 細則 第10条 の追加
平成30年 5月29日	細則 第1条 2. 3. 4. 5. の改正 細則 第7条 2(2)の改正 細則 第7条2(5)の削除
令和 1年 5月28日	細則 第11条 の追加
令和 2年 8月 7日	細則 第3条 2. の改正
令和 2年 8月 7日	細則 第7条(6) の追加
令和 3年1月 5日	細則 第3条 1 の改正
令和 3年6月22日	細則 第1条 1. 1 の改正 細則 第5条 1. 2 の改正 細則 第8条 1.(1)の改正
令和 5年 2月28日	(第6章 機関)(第9章 PTA 付則) 細則 第1条 2. 3. 4. 5. の改正 第3条 2. の改正
令和 5年 10月27日	細則 第1条 2. 3. 4. 5. の改正 細則 第7条 2(4)の削除